

別紙 5

生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）

第 1 事業の内容

本事業は、輸出の拡大に向けて和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、第 3 の取組主体の構成員が優良な繁殖雌牛を増頭し、輸出に適した和牛肉の増産を図るための次の取組に必要な経費を支援し、補助対象経費及び補助率は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

（1）繁殖雌牛増頭

ア 取組主体が行う、その構成員による繁殖雌牛の増頭及び和牛肉の増産のための計画（以下「増産計画」という。）の策定

イ 取組主体が行う、その構成員が繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

（2）事業推進

事業実施主体及び取組主体が行う事業を円滑に推進するための取組

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、要綱第 4 の 4 に規定する公募選定団体とする。

第 3 取組主体

本事業における取組主体は、畜産クラスター協議会又はその他の団体（畜産クラスター協議会の構成員又は畜産クラスター協議会の構成員から成る団体であって、（1）のアからオまでのいずれかに該当し、（2）から（5）までの基準を満たすものに限る。）とする。

（1）その他の団体の対象者

ア 事業協同組合

イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

ウ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

エ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）

オ 3 戸以上の農業を営む個人又は 2 以上のアからエまでに規定する団体が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすもの

（ア）組織及び運用についての規程を定めていること。

（イ）事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

- (2) 畜産クラスター計画の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。
- (3) 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り、又は図る見込みであること。
- (4) 将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産を営む構成員に対し、技術指導等を継続して行っていること。
- (5) 畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置付けられていること。

第4 事業の要件等

1 事業の要件

- (1) 第1の(1)のアの増産計画は、次の内容を含むものとする。
 - ア 取組主体の構成員が繁殖雌牛を増頭し、和牛肉を増産する取組をとりまとめたものであること
 - イ 和牛肉の増産のため、飼養管理の改善や、繁殖性向上等に取り組むものであること
- (2) 第1の(1)の奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間で締結している者であること。
 - イ 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施前年の1月1日から12月31日の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表3に定める繁殖雌牛の事故等により繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる者、又は事業実施年の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。
 - ウ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むものの場合は、以下の（ア）又は（イ）に該当するものを除く。
 - （ア）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - （イ）その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第87条第

3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。) の 2 分の 1 以上が (ア) に掲げるもの (第 3 の (1) のエに該当するものを除く。) の所有に属しているもの。

(3) 第 1 の (1) の奨励金の交付対象となる繁殖雌牛 (以下「対象牛」という。) は、(4) の期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げるアからオの全ての要件を満たすものとする。

ア 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種であること。

イ 事業実施年度の 12 月 31 日現在での月齢が満 9 か月齢以上であること。

ウ 導入時点での月齢が満 14 か月齢未満であること。ただし、初妊牛を導入する場合についてはこの限りではない。

エ 国又は独立行政法人農畜産業振興機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。

オ 対象牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の推定育種価又は期待育種価 (以下「育種価」という。) 並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち 1 つ以上の形質の育種価が、第 1 の (1) の事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。

(4) 第 1 の (1) の奨励金の交付対象とする頭数 (以下「対象頭数」という。) は、イの期末頭数からアの期首頭数を差し引いた頭数とし、1 生産者当たり 50 頭を上限とする。

また、事業実施年度の前年度に本事業により増頭した繁殖雌牛のうち、期待育種価について、技術的な問題により (3) のオの要件に該当しないとされた繁殖雌牛が事業実施年度に同要件に該当することが明らかとなった場合であって、当該増頭を行った事業参加者が事業実施年度において繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持したときは、当該前年度に増頭した繁殖雌牛を事業実施年度の奨励金の交付対象とすることができる。この場合において、1 生産者当たりの対象頭数の上限は、事業実施年度の対象頭数の上限である 50 頭に、前年度の対象頭数の上限である 50 頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価につき同要件に該当しないとされた頭数のいずれか低い頭数を合算したものとする。

ア 期首頭数

事業実施前年度の 1 月 1 日現在における満 9 か月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。

イ 期末頭数

事業実施年度の 12 月 31 日現在における満 9 か月齢以上の繁殖雌牛飼養

頭数とする。

- (5) 取組主体は、繁殖雌牛の増頭を行う構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成し、育種価を確認できる書類及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する個体識別番号等で確認するとともに、これを保管するものとする。

2 家畜共済等の積極的な活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業を活用して増頭を図る構成員に対し、農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第 5 目標年度及び成果目標

要綱第 7 の 2 の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める本事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の 3 年後として設定するものとする。

2 成果目標

子牛生産に係る定量的な指標を設定するものとする。

3 取組主体の成果目標

取組主体は、それぞれの作成する取組計画において、事業実施年度の 3 年後に、本事業に取り組む取組主体の構成員が次のいずれかを達成することを目指して、目標年度における成果目標を設定するものとする。

(1) 子牛販売額の 10%以上の増加

(2) 農業所得又は営業利益の 10%以上の増加

第 6 事業実施手続

1 事業実施計画等

(1) 事業実施主体は別記様式第 1 号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

(2) 基金管理団体は、(1) により提出のあった事業実施計画について取りまとめ、畜産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(3) 本事業については、事業実施計画が承認された年の 4 月 1 日から行われる取組について補助の対象とする。

(4) 基金管理団体は、(2) の承認を受けた場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(5) 事業実施主体は、(2) で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1) から(4) までに準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業内容の追加、中止又は廃止

イ 事業実施主体における事業費の 30%を超える増減又は補助金の増若しくは 30%を超える減

ウ 事業実施主体の変更

(6) 事業実施主体は、実施する事業の趣旨・内容・仕組み、取組主体等の選定及び取組計画に関する事項、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続、実施状況の報告、事業の評価その他の必要な事項を定めた事業実施要領を作成し、(1) の事業実施計画書と併せて、基金管理団体へ提出するものとする。

(7) 基金管理団体は、(6) により提出のあった事業実施要領について、(2) の事業実施計画と併せて畜産局長へ提出し、その承認を受けるものとする。基金管理団体は、これらの承認を受けた場合には、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

また、事業実施要領の変更についても同様とする。

(8) 取組主体等は、(6) で事業実施主体が別に定める事業実施要領に基づき、取組計画を作成し、事業実施主体に提出してその承認を得るものとする。

第7 補助対象経費等

1 基金管理団体は、別表1及び2の経費のうち本事業に直接必要なものについて、基金の範囲内で事業実施主体に補助するものとする。

2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1及び2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

(1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費

(2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

(3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第8 事業実績の報告

- 1 取組主体は、事業実施年度の翌年度の5月末までに別記様式第2号の事業実績報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1で報告された事業実施状況を取りまとめ、別記様式第3号の事業実績報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

第9 事業の評価等

- 1 要綱第7の2の畜産局長が別に定める本事業の事業評価は、事業実施主体が自ら評価し、第5の1の目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第4号により事業の成果報告書を作成し、畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた畜産局長は、事業の成果報告書の報告内容について、点検評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 事業実施主体は、2の指導内容に応じ、取組主体を指導するものとする。

第10 管理運営

1 管理運営

事業実施主体及び取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、家畜等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

別表 1（第 1 及び第 7 関係）

補助対象経費	補助率
1 繁殖雌牛増頭の取組 （1）和牛肉増産計画の策定 取組主体が行う、その構成員による繁殖雌牛の増頭及び和牛肉の増産のための計画の策定に必要な経費 （2）繁殖雌牛増頭奨励金 取組主体が行う、その構成員が繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付に必要な経費 2 事業推進 事業実施主体及び取組主体が行う、事業を円滑に推進するための取組に必要な経費	定額 定額 24.6 万円/頭以内 〔繁殖雌牛の飼養頭数が期首時点で 50 頭未満の経営体の場合〕 17.5 万円/頭以内 〔繁殖雌牛の飼養頭数が期首時点で 50 頭以上の経営体の場合〕 定額

別表 2

補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	奨励金	取組主体の構成員が繁殖雌牛を増頭した場合、当該増頭分に対する奨励金	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、実務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施機関内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	

	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費	
	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）	・事業実施主体に限る ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等の実施に必要な経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体及び取組主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本	・雇用通知書等により本事業にて雇用し

		事業を実施する民間団体等を雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	たことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、とりまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の 50% 未満とすること ・事業そのもの、玉は、事業の根幹を成す実務の委託は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

別表 3（第 4 の 1 の（2）のイ関係）

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 （獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。）
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 （1）疾病、傷病によって死にひんした場合 （2）不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 （3）骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫（以下「BL」という。）、創傷性心臓の炎症若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 （4）行方不明（盗難の場合を含む）となった日から 30 日以上生死が明らかでない場合
とう汰	BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 （とう汰（自主とう汰を含む。）により、BL の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。）
その他	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。）の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

基金管理団体の長 殿

所在地
団体名
代表者

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤
拡大加速化事業・肉用牛）実施計画及び事業実施要領（変更）承
認申請について

〇〇年度において畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤
拡大加速化事業・肉用牛）を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策
基金等事業実施要領（平成 27 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生
産局長通知）別紙 5 の第 6 の 1 の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）
承認申請します。

（注）関係書類として別添 I 及び事業実施要領を添付すること。

別添 I

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

5 事業の内容

(1) 増頭のための計画策定計画 (又は実績)

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

(2) 増頭推進計画

内容	増頭数	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料 (任意)

別記様式第 2 号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化事業・肉用牛) 実績報告書

番 号
年 月 日

(事業実施主体) 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等実施要領（平成 27 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 5 の第 8 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

(注) 取組計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように 2 段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第 3 号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化事業・肉用牛) 実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿
基金管理団体の長 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 27 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 5 の第 8 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

(注) 事業計画の様式に準じ、計画と実績が比較できるように 2 段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第 4 号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化事業・肉用牛) 成果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 27 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 5 の第 9 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(注) 別添Ⅱを添付すること。

別添Ⅱ

1 基本情報

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	取組主体名	事業費	補助金	備考

2 成果の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標	
	計画策定時 (○年度末)	成果実績 (○年度末)
成果の検証方法（直近値及び成果の算出方法）		

（注）増産計画から転記すること。

3 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (○年度末)	目標年度 (○年度末)	

4 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

(2) 今後の対応方針

5 その他

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

6 添付資料 (任意)

